

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見募集について

警察庁が事業委託しているインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）では、違法情報、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報について、インターネット利用者等からの通報を受け付けるとともに、IHCの運用指針である「ホットライン運用ガイドライン」に基づき、これらの情報に関する警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行っています。

このたび、IHCの取扱情報の範囲の拡充等を内容とする「ホットライン運用ガイドライン」の改定案をホットライン運用ガイドライン検討協議会において取りまとめました。

ガイドラインの改定案の内容については、別添資料のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム電子メール(cyberkikaku-chousa@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁サイバー警察局サイバー企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年7月3日（金）から 令和8年7月16日（木）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。